

枚方市立殿山第二小学校PTA規約(案)

昭和23年	8月	1日	制定
昭和62年	5月	22日	改定
平成8年	3月	9日	改定
平成16年	3月	10日	改定
平成18年	5月	14日	改定
平成21年	3月	12日	改定
平成23年	3月	10日	改定
平成25年	5月	19日	改定
平成26年	3月	6日	改定
平成29年	3月	3日	改定
平成31年	3月	8日	改定
令和4年	10月	1日	改定
令和5年	4月	1日	<u>施行</u>

第一章 総 則

「第1条」名称

本会の名称は枚方市立殿山第二小学校PTAとし、業務場所を枚方市立殿山第二小学校内のPTA会議室とする。

「第2条」目的

本会は会員相互が親睦を深め、協力し、家庭、学校および地域社会における児童の福祉を増進し、民主的教育を推進することを目的とする。

「第3条」方針

本会の方針は次のとおりとする。

1. 本会は、第2条の目的をもとに活動している任意加入団体であるとともに、会員相互の協力を得て活動している団体であることを自覚し、以下の点を遵守する。
 - (1) 児童を対象とする活動については、その保護者が会員であるか非会員であるかにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。

集団登校での班編成を含めるが、集団登校の班編成については、殿山第二小学校区コミュニティ協議会・各自治会担当者との十分な連絡・連携を踏まえて実施するようにする。
非会員の児童については、枚方市学校園安全共済会・災害共済給付制度（枚方市PTA協議会独自の共済制度）は適用外となる可能性がある。
 - (2) 非会員に対し、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制であると受け取られないような運用を心がける。
2. 児童の教育ならびに福祉増進のために活動する他の団体と協力する。
3. 本会の運営はどこまでも自主的なものであって他のいかなる団体からも支配や干渉を受けてはならない。
4. 本会は教育を主旨とする民主団体で営利的宗派的および政党的な活動はしない。
5. 本会は教職員および教育委員会等と教育の問題について討議し、またその活動を支援するために意見を述べることができる。但し、学校の管理運営や人事に干渉しない。

第二章 会 員

「第4条」

本会の会員は任意加入であり（以下会員）、会員については次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の両親（保護者を含む以下同じ）
2. 本校に勤務する教職員
3. 前項に定める資格を有する者は、PTA会長に対し、入会確認書を提出して入会意思を示すことにより、本会会員となる。
4. 本会会員は、いつでも、PTA会長に対し、退会確認書を提出して退会意思を示すことにより、本会を退会することができる。（再度の入会も可とする。）
5. 非会員に対しては、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制と受け取られないような運用を行う。

「第5条」会員はすべて平等の権利と義務を有する。

「第6条」会員は所定の会費を納める。

「第7条」会費は会員（児童の家庭数と教職員）月額200円とし、毎月納める。

第三章 役員および会計監査委員

「第8条」

本会の役員および会計監査委員は次のとおりとする。但し、役員は事情により、若干名増やすことができる。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 書記（2名）
4. 会計（1名）
5. 会計監査（2名）
6. 校長
7. 教頭（書記・会計の補佐を担う。）

「第9条」

任期

1. 役員および会計監査委員の任期は、会計年度と同じく4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、1年限りの再任は妨げない。
2. 役員および会計監査委員に欠員が生じた場合は、会長が後任者を指名し実行委員会を招集する。選出された役員は、前任者の残任期間を任期とする。
3. 役員および会計監査委員は同一人が同時に2つ以上の役員になることができない。
4. 役員および会計監査委員選出の規定については別に細則を定める。

「第10条」

役員および会計監査委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長
 - (1) 会務を統轄すると共に本会を代表する。
 - (2) 総会、総委員会、実行委員会等を招集する。
2. 副会長
 - (1) 会長を補佐し、一般業務の企画立案をする。
 - (2) 会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記
 - (1) すべての会合の議事ならびに会の活動状況を記録する。
 - (2) 総会、その他各種会合の通知を発送する。

4. 会計

- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

5. 会計監査委員

- (1) 年2回以上会計を監査する。
- (2) 総会等により全会員に監査報告をする。

第四章 会 議

「第11条」

総会は本会の最高決議機関で年2回以上開き、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた時または実行委員会から要請があった時は、会長は臨時総会を招集する。

「第12条」

1. 総会は会員（児童の家庭数と教職員）数の4分の1以上の出席によって成立する。
（委任状は出席扱いとする）
2. 決議は出席会員（児童の家庭数と教職員）の2分の1以上の同意を必要とし、可否同数の時は議長が決定する。（規約の改廃は除く）

「第13条」

総会での審議事項は次のとおりとする。ただし、総会の決議により付議事項の一部を総委員会に委託することができる。

1. 運営方針および運営の経過報告
2. 予算決算および会計監査報告
3. 規約の改廃
4. 役員および会計監査委員の承認
5. その他必要な事項

「第14条」

総委員会は総会に次ぐ決議機関であって役員および常置委員で構成し、年1回以上、会長が招集する。

「第15条」

1. 総委員会は構成員の2分の1以上の出席によって成立する。
（委任状は出席扱いとする）
2. 決議は出席者の2分の1以上の同意を必要とする。
3. 総委員会の議長は会長があたる。

「第16条」

総委員会での審議事項は次のとおりとする。

1. 総会の決議により委託された事項
2. 総会で決議された諸事項の具体化
3. その他必要な事項

「第17条」

実行委員会は本会の執行機関であって、第18条に定める任務を有し、本会の役員、各常置委員会の正副委員長、各学年長、各地区長ならびに校長、教頭によって構成する。

「第18条」

実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 中間決算報告
2. 補正予算
3. 役員および会計監査委員の補欠承認
4. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
5. 総会ならびに総委員会に提出する議案書および報告書を作成する。
6. 必要ある場合には特別委員会を設ける。
7. その他規約ならびに総会の決議に従って本会の事務を処理する。

第五章 各委員会とその任務

「第19条」

1. 常置委員会の正副委員長、各学年長、各地区長は各委員の互選により選出する。
2. 委員の選出方法は次のとおりとする。
 - (1) 生活指導委員会は各地区で選出する。
 - (2) その他の委員は各学級の教員と保護者の協議により選出する。

「第20条」

1. 常置委員会として次のものを置く。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 生活指導委員会
 - (3) 催事運営委員会
2. 教養委員会と広報委員会については、令和5年度より廃止する。

「第21条」

学級委員会は、教員と保護者が対等の立場で学級における会の活動を進めると共に、会に対する認識を深め、PTA活動を推進するため情報の伝達、意見の交換を行う。

「第22条」

催事運営委員会は、PTAが主催する行事、その他地域行事でPTAが関わる行事で活動する。

「第23条」

生活指導委員会は、児童の校外生活の指導、事故防止および会員の会に対する認識を深めるため、各地区にて会員相互の連絡協調ならびに関係機関との連絡協調につとめる。

特に、集団登校の班編成については、殿山第二小学校区コミュニティ協議会・各自治会担当者との十分な連絡・連携を踏まえて実施するようにする。

「第24条」

特別委員会は必要の都度これを設置し、任務の終了と同時に解散する。

第六章 経 理

「第25条」

本会の経費は会費事業収入および寄付金をもって支弁する。

「第26条」

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 その他

「第27条」

本会の運営に必要な規定は総委員会の承認を得て別にこれを定める。

「第28条」

この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改廃することができる。ただし、改正案は総会の1週間前までにその内容を通知しておかなければならない。

役員および会計監査委員選出規定

細則一 選挙管理委員会

この細則は昭和59年5月10日から施行する。

平成21年3月12日全文改定、平成21年4月1日から施行する。

平成26年3月6日部分改定、平成26年4月1日から施行する。

令和2年3月5日部分改定、令和2年4月1日から施行する。

「第1条」 根拠

この細則は規約第9条第4項に基づいて定める。

「第2条」 選挙管理委員会

次年度の役員および会計監査委員（以下役員等という）選出に関する一切の業務を行う為、選挙管理委員会を設ける。

「第3条」 構成

1. 選挙管理委員会は、毎年11月までに発足する。
2. 選挙管理委員会は、次の委員で構成する。
 - (1) 各地区より1名ずつ
 - (2) 教職員より1名
 - (3) 役員等より1名

「第4条」 役員

選挙管理委員会は、委員の中から次の役員を互選する。

1. 委員長（1名）
2. 副委員長（1名）
3. 書記（2名）

「第5条」

候補者の定義

1. 立候補者・・・自ら立候補した会員で、本人が届出る。
2. 推薦候補者・・・10名以上の会員が推薦した会員で、推薦者連署の上、本人の同意を得て推薦者の代表が届出る。
3. 指名候補者・・・指名委員会が指名した会員で、本人の同意を得て指名委員会が届ける。

「第6条」

候補者受付告示

選挙管理委員会は、先ず、立候補者と推薦候補者の受付告示を届出締切日の遅くとも15日前迄に行う。

「第7条」

届出受理

候補者は届出締切日の正午までに、立候補者の所見、推薦候補者の推薦理由を提出すること。その後、選挙管理委員会は届出候補者の就任条件等の審査を行い、資格があると認めた者の届出を受理する。

「第8条」

届出締め切り

1. 定数を越えた立候補者と推薦候補者の届出がある役職についてのみ、選挙管理委員会が所管する選挙を行う。
2. 定数以下の立候補者と推薦候補者の届出がある役職について、選挙管理委員会は選挙を行わず、届出候補者を、その役職の予定者と認める。
3. 定数に満たない役職について、選挙管理委員会は定数を充足する為、指名委員会に候補者の指名を求める。

「第9条」

選挙告示

選挙を行う場合には、改めて選挙管理委員会は選挙期日、投票方法等の告示を行う。その場合、立候補者の所見、推薦候補者の推薦理由等を記載した選挙公報を添えて、投票日の遅くとも1週間前迄に行う。

「第10条」

投票

投票用紙は1会員1枚の割合で、選挙告示および選挙公報（1家庭1枚）と共に児童を通じて全会員に配付し、投票は無記名で密封の上、児童を通じて選挙管理委員会の告示した日までに行う。

「第11条」

開票

選挙管理委員会は投票締め切り後、速やかに開票を行う。（開票に現役員が立ち会う。）

「第12条」

当選人および予定者告示

1. 選挙の場合、選挙管理委員会は開票後、速やかに開票結果と当選人を告示する。
2. 定数以下の届出で、その届出候補者を役員等の予定者とする場合、選挙管理委員会は届出締め切り後、速やかにその役員等の予定者の氏名を告示する。
(所見、推薦理由等を添えること)
3. 指名委員会から指名候補者の届出があった場合、選挙管理委員会は、速やかに就任条件等の審査を行い、資格があると認めた役員等の予定者の氏名を告示する。（指名委員会の指名理由等を添えること）

「第13条」

就任

1. 選挙により選出された当選人は、新年度より役員等に就任する。
2. 役員等の予定者は、決算総会において承認を得て、新年度より役員等に就任する。

「第14条」

就任の条件

1. 本会の会員であること。
2. 選挙管理委員は役員等に就任することはできない。
3. 公選による公職者は役員等に就任することはできない。
4. 指名委員は原則役員等に就任することはできない。

「第15条」

改廃

この細則は総委員会の議を経て改廃することができる。

細則二 指名委員会

この細則は昭和59年5月10日から施行する。

平成21年3月12日全文改定、平成21年4月1日から施行する。

平成23年3月10日部分改定、平成23年4月1日から施行する。

平成25年5月19日部分改定、同日から施行する。

平成29年3月3日部分改定、平成29年4月1日から施行する。

「第1条」

構成

1. 指名委員会は、選挙管理委員会からの通知を受けて発足する。
2. 指名委員会は、次の委員で構成する。
 - (1) 各地区より1名ずつ
 - (2) 教職員より1名
 - (3) 役員等より1名
3. 選挙管理委員が指名委員を兼務することはできない。

「第2条」

役員

指名委員会は、委員の中から次の役員を互選する。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 2名
3. 書記 2名

「第3条」

会議

1. 指名委員会は、半数以上の出席がなければ成立しない。
2. 指名委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
3. 指名委員会の会議内容については非公開とする。

「第4条」

任務

1. 指名委員会は、選挙管理委員会の求める役職別定数を指名し、本人の同意を得て指名候補者として選挙管理委員会へ届出る。
2. 指名委員会は、本会の目的および方針を十分に理解し行動できる会員を、協議の上、指名する。但し該当する会員がない場合、次年度の1年生の保護者より指名できる。

「第5条」

改廃

この細則は総委員会の議を経て改廃することができる。

弔慰規定

この規定は昭和59年5月10日より適用する。

平成20年3月6日 改定

P T Aは次の規定に基づき弔慰を表す。

1. 会員が死亡したとき
金10,000円及び供花など、但し10,000円(税別)程度とする。
2. 児童が死亡したとき
金10,000円及び供花など、但し10,000円(税別)程度とする。
3. その他必要と認められる事項が生じた場合は、役員会で協議して決定することができる。弔慰の運営は当該学級委員および役員がこれにあたる。

本部役員、各委員就任要綱

この要綱は平成19年2月1日より適用する。

平成20年3月1日 改定

平成29年3月3日 改定

令和4年10月1日 改定

「第一条」

就任

この要綱は本会の規約に準じ運用するものである。本部役員、各委員に就任するものは、本会の会員で第4条(本会の会員)に該当するもので第17条(実行委員会)、若しくは第20条(常置委員会)に規定する委員に、原則としてその養育し本校に在籍する児童一人につき1回以上就任するものとする。但し、その養育し本校に在籍する児童が二人以上ある時は、年長児童分から先に就任するものとする。

「第2条」

免除

- (1) 本会の会員で専門委員会「学級委員会・催事運営委員会・生活指導委員会、および令和5年度より廃止する教養委員会と広報委員会と既に廃止されている厚生委員会」の委員長および市P給食委員長、市P子ども人権啓発委員長の任期を満了したものにいては、その後、委員長、副委員長、学年長、地区長、殿二祭準備委員、市P各委員の免除を申し出ることができる。但し、免除対象者多数の場合はこの限りではなく、委員長および市P委員長経験者より、副委員長、学年長、地区長、殿二祭準備委員、市P各委員を選出する。

- (2) 本会の会員で第8条（本部役員等）に規定する役員の任期を満了したものについてはその後の年度において、その他の養育する児童についての本部役員等、第17条、第20条の委員、及び市P委員の免除を申し出ることができる。但し、生活指導委員会は各地区選出の為、本PTA要項を適用せず、就任した場合は、委員長、地区長、殿二祭準備委員、市P委員の免除を申し出ることができる。

「第3条」

協力

何らかの事情により卒業年度に一度も委員の経験の無い本会の会員については、PTA行事に、参加協力するものとする。

「第4条」

この要綱は実行委員会の議を経て改廃することができる。

枚方市立殿山第二小学校PTA 個人情報取扱規程

本規程は、2019（平成31）年3月8日より施行する。

2022（令和4）年2月22日部分改定、2022（令和4）年4月1日から施行する。

「第1条」

目的

本規程は、枚方市立殿山第二小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本部役員名簿・会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

「第2条」

責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

「第3条」

管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

「第4条」

取扱者

本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員と各委員会とする。

「第5条」

秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

「第6条」

収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

「第7条」

周知

個人情報取扱いの方法は、各文書・資料等で会員に周知する。

「第8条」

利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 本部役員・会計監査・各委員会・会員・登校班名簿等の作成
- (2) 本部役員並びに各委員選出における選考を管理する各委員会での使用
- (3) 文書送付や広報誌への掲載
- (4) その他、本会本部が必要と判断した際

「第9条」

利用目的による制限

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。ただし、第10条であげる共同利用は除く。

「第10条」

共同利用

本会は、第8条であげた利用以外に、枚方市立殿山第二小学校ならびに小学校区コミュニティ協議会と、次に記す範囲で個人情報データベースを共同利用することができる。その場合、本人の同意を得る必要はないものとする。

- (1) 枚方市立殿山第二小学校とは、個人情報データベースを共同利用できる。
- (2) 小学校区コミュニティ協議会とは、事業等役割分担のみの利用とする。
- (3) 当該個人情報データベースの管理についての責任は、本会とする。

「第11条」

管理

個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

「第12条」

保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人情報データを取扱う電子機器等については、本会会議室にて適切な状態で保管することとする。また、やむを得ず外部へ持ち出す場合、もしくはオンライン投票・アンケート収集など、WEB ツール等を通じて得た個人情報についても、適切に管理し、不要となった場合は速やかに廃棄するものとする。本会で使用するWEB ツールに関しては、別添「WEB ツール使用に関する引継ぎ」をもって管理方法を引継ぐものとする。

「第13条」

第三者提供の制限

個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

「第14条」

第三者提供に係る記録の作成等

個人情報（第8条(4)の場合）を第三者（第13条(1)から(4)の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

「第15条」

第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第13条(1)から(4)の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

「第16条」

情報の開示

本会は、本人から、個人情報の開示を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

「第17条」

漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。その際は管理者及び取扱者の判断で対応する。

「第18条」

研修

本会は、本部役員・各委員長に対して、個人情報データベースの取扱いに関する留意事項について定期的に研修を実施するものとする。

「第19条」

苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の対応に適切に迅速に努めなければならない。

「第20条」

改正

法令の改正または実務上の不備等が発生した場合は、実行委員会において協議し、実行委員会の定数の3分の2の賛成をもって改正できるものとする。なお、本規程を改定した場合は、第7条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。